

# 歐米に於ける學校給食の現状 (承前)

榮養研究所技師 原 徹 一

## 六、獨逸に於ける學校給食

### イ 概 説

獨逸に於ては從來貧民兒童の爲めに部落的に救濟を續けて來たが、大戰後歐洲に於ける食糧管理者たるフーヴァー氏より貧民兒童救濟資金を受け國家は之を主要都市に分配し多數の兒童を救濟し來つた。處が一九二五年の春に到つて此の救濟資金分配期を終了した。時恰も國會の開會中であつたので今後の問題につき論議した。或者は現在の如き國家經濟狀態では到底從來の如き學童の給食繼續は不能なりとして給食中止を唱へたが、多數議

員は給食は實際に國民の保健上必要なもので、しかも効果あるものであるから、今後も繼續すべしと主張し、討議の結果一九二五—一九二六の補助費用として五〇〇萬マルクの支出を決した。翌年の同期に到り同じく五〇〇萬マルク支出を決議した。然るに既に當時給食事業を指導せる榮養及農務省 (Ministerium für Ernährung und Landwirtschaft) の小兒給食委員は之に満足せず、更に多額を要求したが通過を見なかつた。

一九二六年度に全獨逸に於ける給食狀態を數字的に見ると

被給食者 六五〇、〇〇〇

## 内 譯

小 學 兒 童	五五〇、〇〇〇
小 兒	七〇、〇〇〇
貧 民 母 親	一九、〇〇〇
青 年	八、〇〇〇

此の内小學兒童は一五〇〇團體よりなり六〇〇〇ヶ所の調理所を有す。此の外夏季に限り六〇〇團體の林間學校が設けられ、六萬の兒童が給食を受けた。

此の給食に要する費用は到底五〇〇萬マルクでは足りないのは當然である。それ故此の金は補助金として地方團體に交附する。之は榮養及農務省内小見給食中央委員の手によりて分配するのである。此の委員會は地方委員會(各洲)給食團體委員會(各町村)の申請と實地調査成績とを考慮して分配するのである。給食に要する經費の財源を百分率で示すと次の様である。

二五バセント	國 家
一五バセント	地 方
五〇バセント	團 體
一〇バセント	父 兄

各團體即ち各地方町村の負擔が一番多く總經費の半額である。此の他各地方團體に保安組合を組織するものがあつてそれ等が物資の寄與をなす事がある。處が救濟を要する兒童の數は逐年増加し、各國民の生活狀態も非常に窮乏に陥つて居るのに一方では經費の増加がないから、其の結果給食事業の榮養効果が低下する。それ故學校醫や教師は國庫補助の増額を盛に運動して居る次第である。

被給食小兒の選擇については各地方團體に於て選擇人を指名し此の選擇人の選擇に委ねる。選擇人は普通學校醫であるが學校醫の無き地方は學校長又は學校世話人を以てこれに充てる。此際はその地方に居住する醫師あれば其の共力を仰ぐが地

方に醫師の無い處もある。そんな地方に於ては遠隔の地の醫師を迎へる事もあるが大抵醫師なくして選擇人が獨斷で選定する。

給與する食物は地方によりて著しく異なる。地方には飲食に關し傳統的の因襲あり、而して人民は之を固執する。此の事は最初給食事業を開始する以前より分明して居つた事實であるから、それに對して適當の處置を採つて改革に力めたが仲々困難であつた。此の爲本事業の遂行に多大なる支障を來した。

給食と共に榮養教育を試みたが之れが甚だ困難で、地方によつては遂に不可能に終つた處さへあつた。其の一例を示すと新鮮なる牛乳を用ひぬ部落がある。牛乳の飲用を奨めても嚴として應じない。此の地方には古來よりの食養法がある。それに依らず牛乳などを飲用する事は斷じて不可で有るとして之を拒絶する。然らば其の榮養法はと問へ

ば即ちクエカー法(Quaker法)であると言ふ。そんな風であるから此の因襲を打破し、榮養向上を圖る爲に醫師を配して指導せしめたのであつた。

流石に都市並に附近にはこの古代的因襲はなく何れも文化されて居るために生乳を喜んだ。それ故ベルリンと、ハンブルグ、ミュンヘン等大都會にはパン生乳を與へ、ライン西部地方の如き工業地帯に於ては生乳の代りにミルクカカオ又はコンデンスミルクを與へたが、残りの村落地方にはミルクを好まざるが故に混食物即ち代用食品を與へた。都會より段々地方に入るに従つてミルク製品を嫌惡する傾向が濃厚で、ボンメルン(Pommern)の如き農業地帯は昔からの食養法即ち Quaker 法を固守して榮養改善に應じない程頑迷である。それ故醫師を配して指導し小學教師を教育し其の他あらゆる方法を講じて居るの實狀にある。

榮養向上の目的を達する爲には食物の質の低下

を恐れる。殊に幼児哺育に携はる人々に對しては油斷なく注意して萬全を期することに力めて居る。そして各地方に公共保安協會(Wohlfahrtsorganisation)を組織せしめ給食事業の成果を収める事に努力せしめて居る。此の協會の代表者醫師又は教師は國家補助金の分配に參與する。一九二六年には此の金の分配が遅れた爲給食が不充分であつた。それが爲に榮養の缺陷を生じ其の結果は校醫の診察表に現はれるに至り考慮すべき状態となつた。然し醫師又は指導者の報告には便宜上之れを隠匿し反對の結果を發表したのであつた。

ドイツ聯邦國內に於ける榮養不良の調査は一九二六年の夏に行はれた。其の結果によると一二〇〇萬の兒童中實に其の二五パーセントは榮養不良兒であつて食物給與を必要とする兒童である。五〇萬の兒童につき明確に調査した處によると、

一五% 羸弱者(一九二四年一八%)

一〇% 結核に侵されて居るもの(一九二四年

八%)

七% 神經衰弱(一九二四年五%)

一〇% 其の他の病兒

二一% 健康不良兒

此の状態を見れば現在の小兒給食の方法にては満足出来ない。然し經濟の許さない同國にては國家の補助を増し榮養給食をなすは不可能とする處であるから、せめて小兒に榮養に關する學校教育を盛にし兒童各自の自覺を促す事に留意する外はない。最近獨逸教員聯盟の理事は教員各自が學校給食方法並に榮養教育法に關し機關雜誌に論文を發表する事を獎勵し教員各自の覺醒を期して居る。

右はかねて筆者が獨逸聯邦榮養及農務省小兒給食主任クララー、ヘンリツク(K. Henrique)女史を訪ふた時、同女史より主として聴取した處であ

る。それから筆者は同女史の案内で伯林市榮養調理所、小學校、畸形兒童療養所を參觀した。

#### □ 伯林市榮養調理所

歐洲大戦中に設備せしものと云ふ。失業者、貧民及其兒童を救護する目的で給與する食事を調理する處である。伯林市に五ヶ所ある。

余の訪問したる調理所はバラック式平家建てであつて毎日一萬四千人分の食事を調理する。

設備は倉庫芋洗器、人參、大根の脱皮器及び、一分時に百二十封度の薯の皮を剝く器械、キャベツ刻み、豆穀物洗滌器、煮沸釜、八十七臺の自動車などがある。一週間分の献立を作製して置いてそれによつて調理する。肉を主として用ひ魚は二週に一回位と云ふ。調理には殆ど女を使用する。

#### ハ 小學校の實況

前記調理所で調理した食品を朝晝二回配達を受ける。榮養不良兒に榮養食を給する目的よりも寧

ろ貧困兒救濟を目的とするものである。市役所より一校に一人宛食堂監督を派遣し、學校には食器を洗ふもの及び食事を供する者が居る。各生徒は與へられた一定の切符と引換へに食事を受ける。伯林市に於て朝晝二回に延人數として約七萬五千人の兒童は此の食事を受ける。此の數は全兒童の約二五バセントに當る。

調理の内容は極めて貧弱なものである。質を低下して量を増さんとする目的に基いて居る。

其の献立表の一例を示す。

一九二七年五月

月曜日 肉入ソーメン

火曜日 グリンビー、大根、馬鈴薯、豚肉の

粥

水曜日 果物、肉桂、砂糖牛乳入り米粥

木曜日 馬鈴薯、キャベツ、豚肉

金曜日 菠薐草、馬鈴薯、卵

土曜日 扁豆、馬鈴薯、ペトコン

## ニ 骨疾並に畸形兒童療養所

獨逸には尙僕病或は類似の疾病多きため、伯林市に於ては社會施設の一法として光線療養によつて乳兒幼兒の同病豫防並に治療をなす所がある。又之れと同時に學齡兒童を主として收容する療養所もある。前者は乳兒の光線療養を主とするものであるから茲には略す。後者は榮養療法を主として學校教育をも併せ行ふものである。療養所は一九二一年の創立に係る。役人は醫師一名看護婦五名教師四名調理婦二名、其外掃除婦小使等。兒童は午後八時に出頭朝食及晝食を攝り學課と體操授業を受ける。

食事は主として牛乳とパン、バターを與へ副食物として馬鈴薯豆キャベツを與ふるを常とする。牛乳は飲み得る丈け與へるが兒童は好まない傾向がある。降雨雪なき限りは食事も屋外でする。

設備としては食堂、教室、治療室、浴場、炊事場、室外横臥用板床がある。教育上の參考として兎、鳩、魚等の動物を養ひ植物の栽培もやつて居る。本治療所にて治療したるものには退所を命じ、通常學校に通學させる。治療に二年の日數を要するもの尠しとせざるよし。キツシ教授指導の下に行ひ、兒童の衣服は酷寒時と雖も極めて薄い海水着様のもの一枚を着用せしめるのみである。スエーデンあたりの同種の學校又は療養所と全く反對のやり方である。

× × × ×

× × × ×